

令和2年版 循環型社会白書の概要について

令和2年8月 白書を読む会@東京



環境省
環境再生・資源循環局

日本における循環型社会形成に向けた法制度の歴史

年 代	内 容	法律の制定
戦後 ～1950年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持	・清掃法(1954)
1960年代 ～1970年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	・生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・<u>廃棄物処理法(1970)</u> ・廃棄物処理法改正(1976)
1980年代	・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全	・広域臨海環境整備センター法(1981) ・浄化槽法(1983)
1990年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入	・<u>廃棄物処理法改正(1991)</u> ・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・環境基本法(1993) ・<u>容器包装リサイクル法(1995)</u> ・廃棄物処理法改正(1997) ・<u>家電リサイクル法(1998)</u> ・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)
2000年～	・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 ・災害廃棄物対策の強化	・<u>循環型社会形成推進基本法(2000)</u> ・<u>建設リサイクル法(2000)</u> ・<u>食品リサイクル法(2000)</u> ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB特別措置法(2001) ・<u>自動車リサイクル法(2002)</u> ・産廃特措法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003～06、10) ・<u>小型家電リサイクル法(2012)</u> ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015) ・廃掃法及びバーゼル法改正(2017)

高度成長による工場等からの廃棄物発生量の増大

衛生

公害・環境

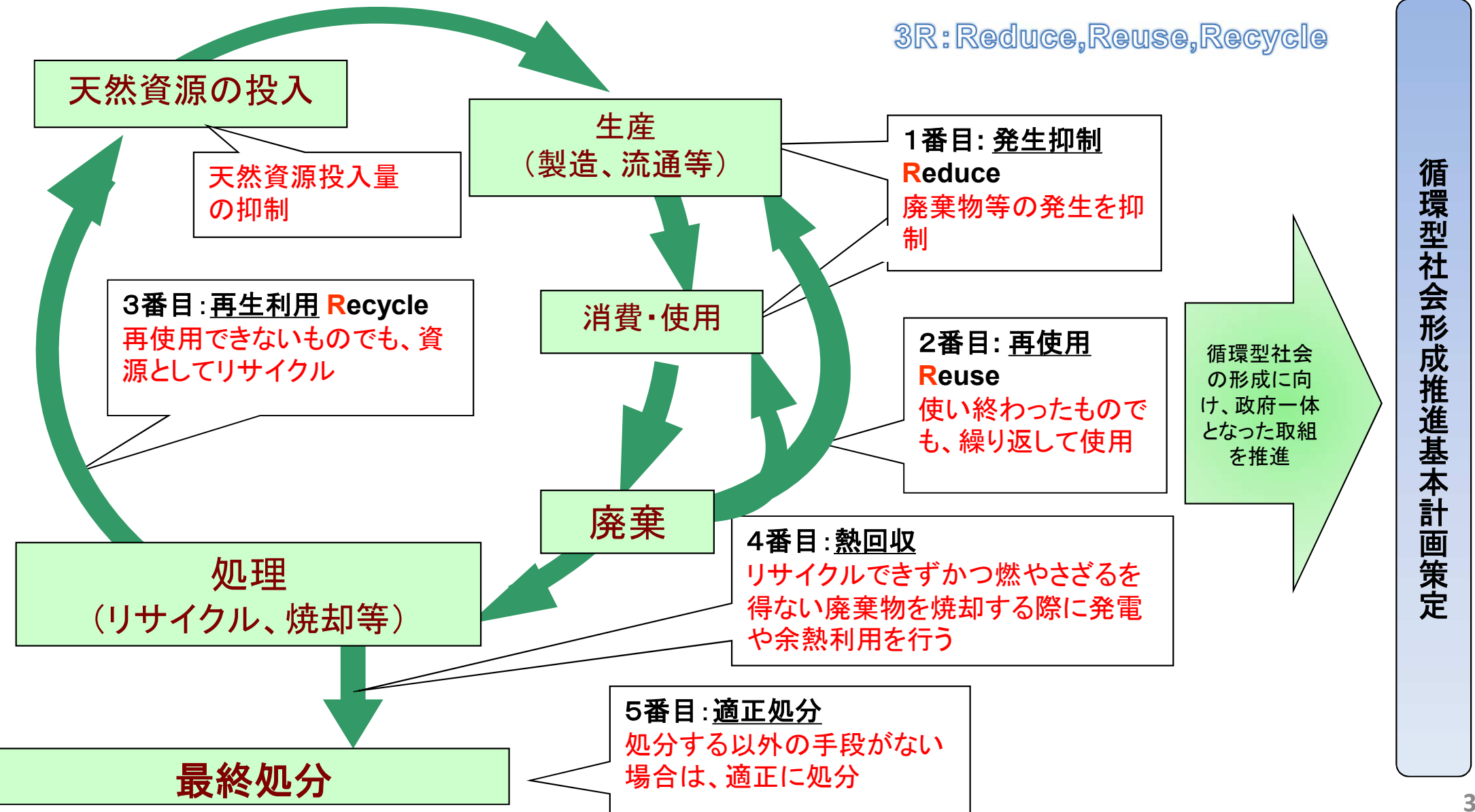
資源・循環型社会

最終処分場ひっ迫
⇒不法投棄増大の
悪循環を断ち切る
ための3R推進
“循環国会”

循環型社会とは

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会 【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布、13年1月完全施行） 第二条】

3R: Reduce, Reuse, Recycle

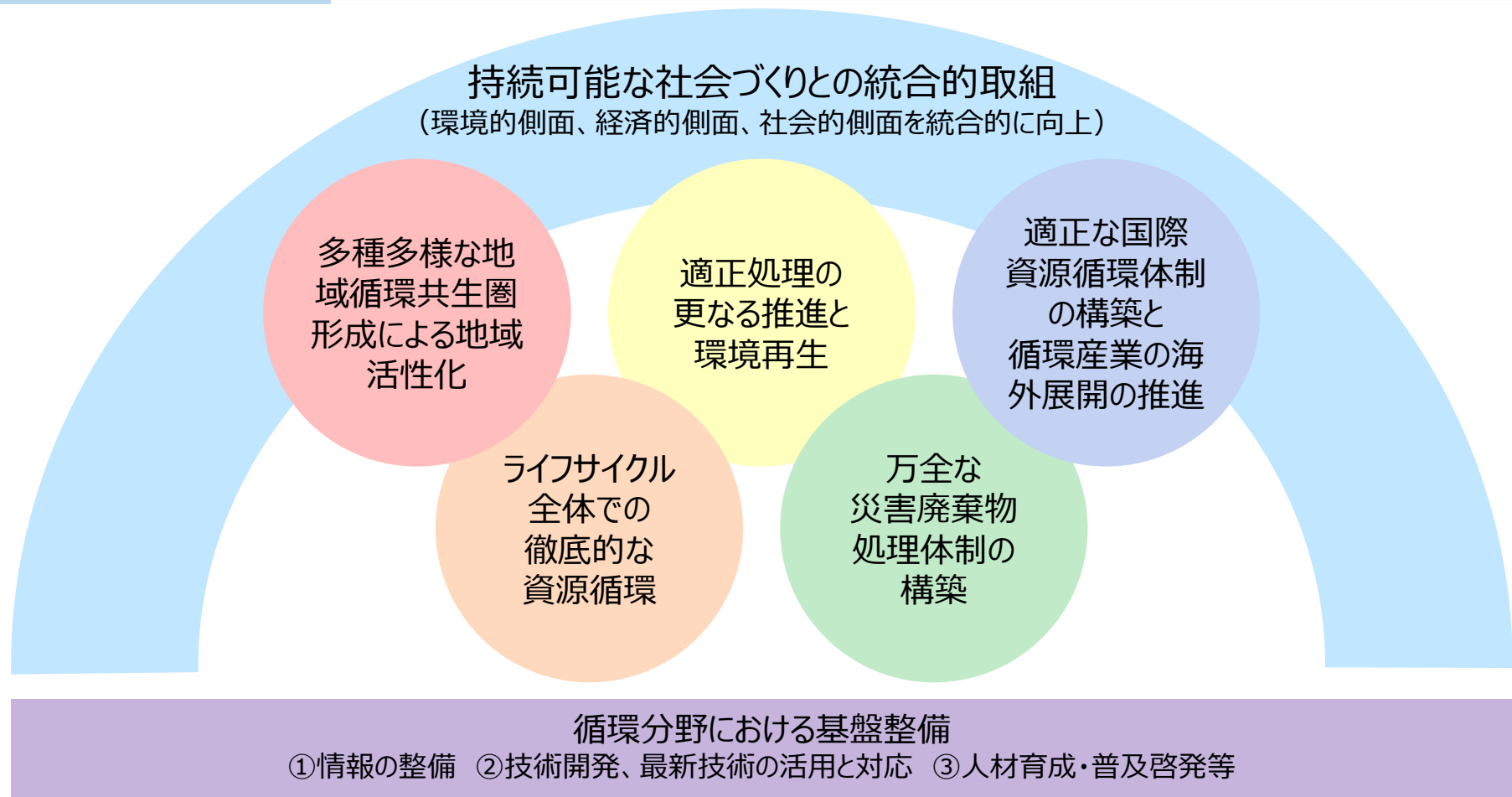


第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもの
- 平成30年（2018年）6月19日に第四次循環計画を閣議決定

第四次循環計画の構成



循環型社会形成のための指標の構成

- 循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るための物質フロー指標、数値目標を設定
- 各主体の取組の進展度合いを的確に計測・評価し、更なる取組を促していくため、中長期的な方向性の項目別に指標を定め、可能な範囲で数値目標を設定

位置づけ	指標の種類	
循環型社会の全体像に関する指標	物質フロー指標	- 経済社会におけるものの流れ全体を把握し、その向上を図る - 物質フローの3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」それぞれについて、資源生産性、循環利用率、最終処分量を設定
循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標	項目別物質フロー指標	各主体の取組の進展による物質フローの改善等の状況を捉える
	項目別取組指標	各主体の取組の進展そのものを捉える

取組の進展に関する指標の例

持続可能な社会づくりとの統合的取組

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

適正処理の更なる推進と環境再生

万全な災害廃棄物処理体制の構築

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環分野における基盤整備

- 循環型社会ビジネスの市場規模
- 家庭系・事業系食品ロス量
- 1人1日当たりのごみ排出量
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
- 国民1人当たりの一次資源等価換算した天然資源等消費量
- 廃棄物等種類別の出口側の循環利用率
- 不法投棄、不適正処理の発生件数
- 一般廃棄物、産業廃棄物最終処分場の残余年数
- 災害廃棄物処理計画の策定率
- 資源循環分野を含む環境協力に関する覚書締結等を行った国の数
- 電子マニフェストの普及率
- 具体的な3R行動の実施率

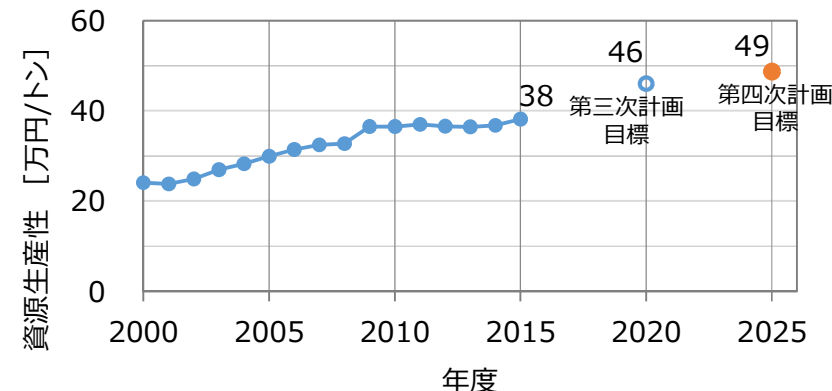
※下線は第四次循環計画において新たに定めた指標

循環型社会の全体像に関する指標、目標

資源生産性 = GDP/天然資源等投入量

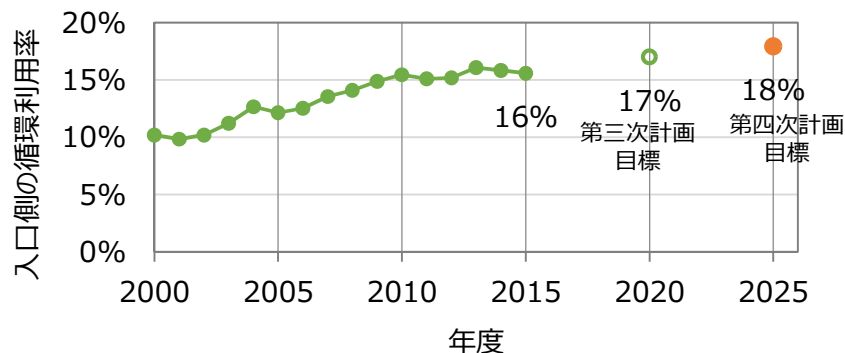
2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）

- 各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているかや人々の生活がいかにより少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標
- 国の計画で採用したのは日本が最初



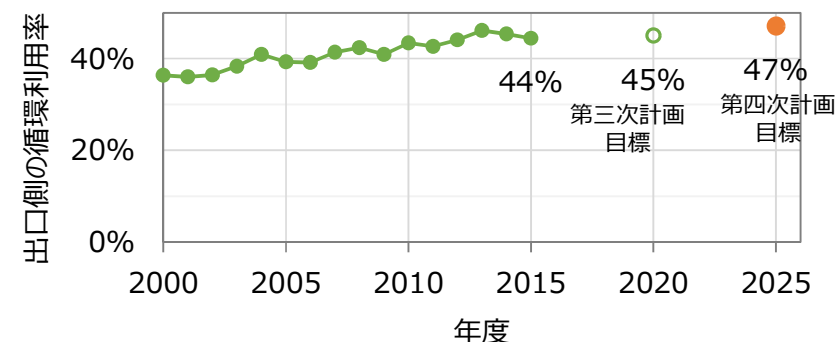
入口側の循環利用率 = 循環利用量 / (天然資源等投入量 + 循環利用量)

2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）



出口側の循環利用率 = 循環利用量 / 廃棄物等発生量

2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）

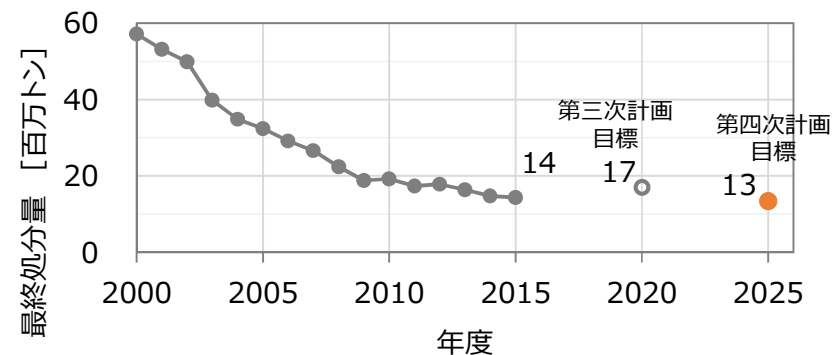


最終処分量

2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）

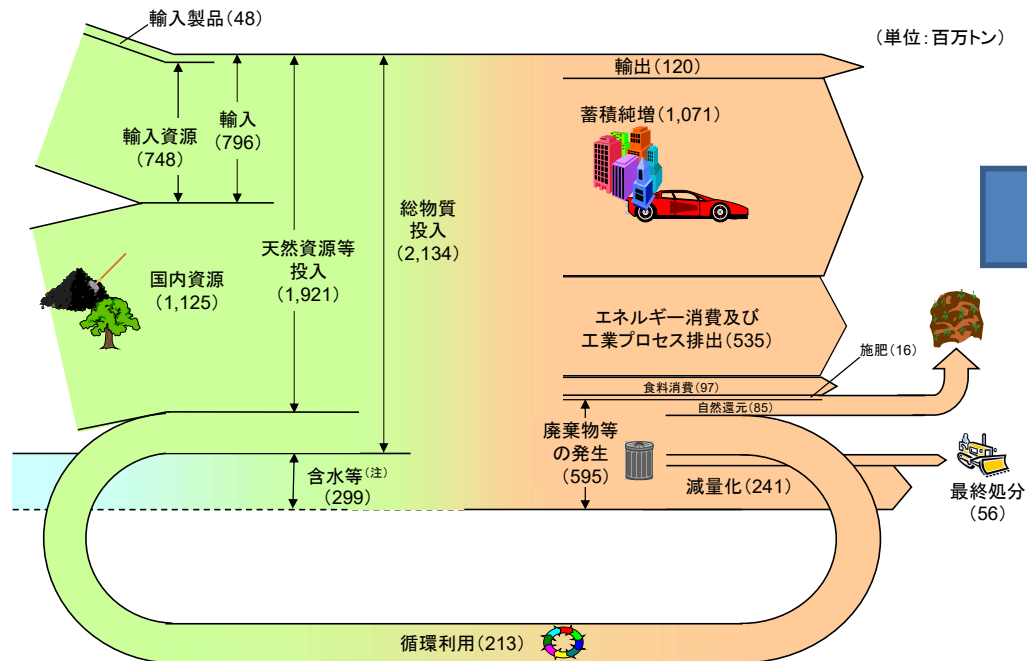
[一般廃棄物] 2025年度に約3百万トン（2000年度から約70%減）

[産業廃棄物] 2025年度に約10百万トン（2000年度から約77%減）

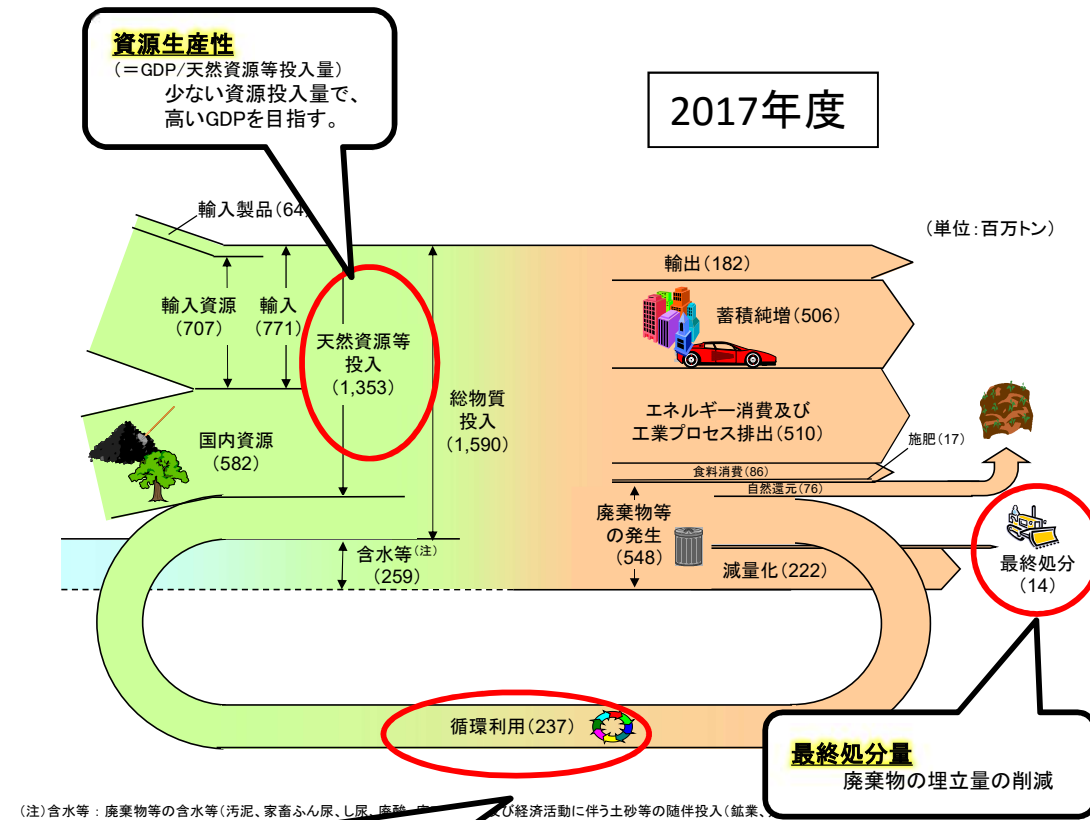


我が国の物質フロー

2000年度



2017年度



(注) 含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

入口側の循環利用率 (=循環利用量 / (天然資源等投入量 + 循環利用量))

出口側の循環利用率 (=循環利用量 / 廃棄物等発生量)

リユース・リサイクルにより循環利用量を拡大

(注) 含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

廃棄物の等の発生、循環的な利用及び処分の現状

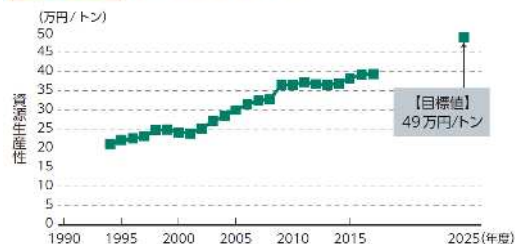
○2017年度の資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)は、2000年度と比べ約63%上昇。しかし、近年は横ばいとなっている。

○2017年度の入口側の循環利用率(=循環利用量/天然資源等投入量+循環利用量)は、2000年度と比べ約4.9ポイント上昇。近年は伸び悩んでいる。

○2017年度の出口側の循環利用率(=循環利用量/廃棄物等発生量)は、2000年度と比べ約7.5ポイント上昇。近年は伸び悩んでいる。

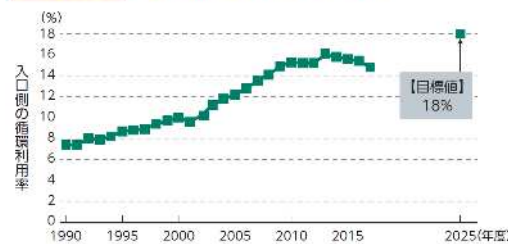
○2017年度の最終処分量は、2000年度と比べ約75%減少。

図3-1-2 資源生産性の推移



資料：環境省

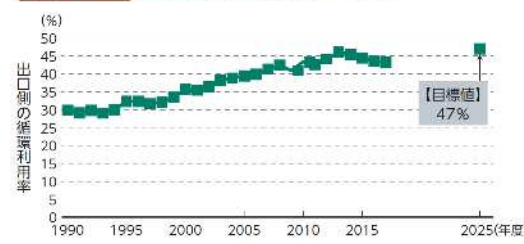
図3-1-3 入口側の循環利用率の推移



注：推計方法の見直しを行ったため、2016年度以降の数値は2015年度以前の推計方法と異なる。

資料：環境省

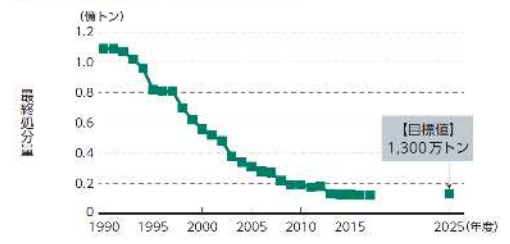
図3-1-4 出口側の循環利用率の推移



注：推計方法の見直しを行ったため、2016年度以降の数値は2015年度以前の推計方法と異なる。

資料：環境省

図3-1-5 最終処分量の推移



資料：環境省

地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）

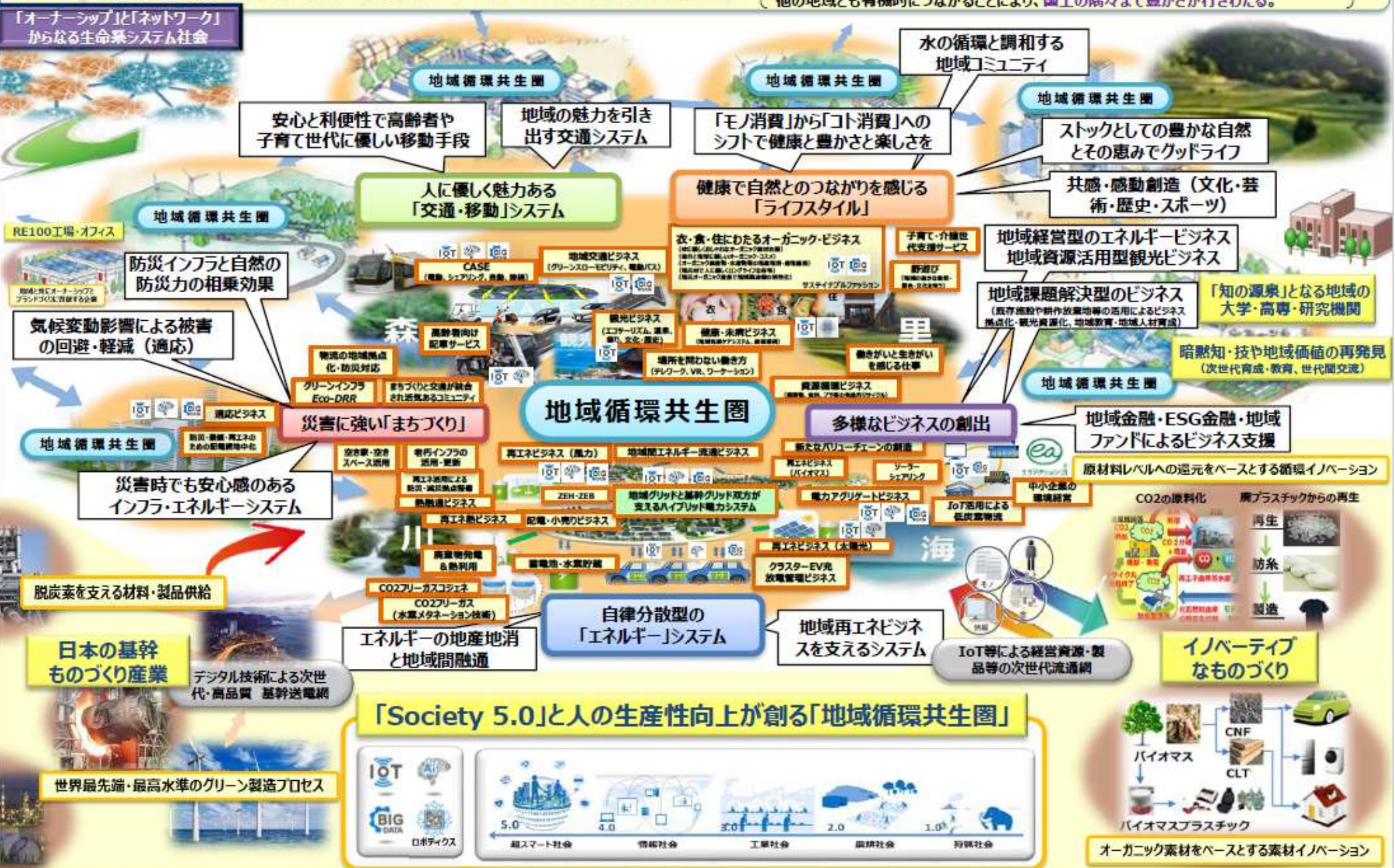
— サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム —

vol.25

「自立分散」×「相互連携」×「循環・共生」＝ 活力あふれる「**地域循環共生圏**」⇒「**脱炭素化・SDGsの実現、そして世界へ**」
 「オーナーシップ」 「ネットワーク」 「サステナブル」 「人間の安全保障、次世代・女性のエンパワーメントを基礎に」

→ **新たな価値とビジネスで成長を牽引する地域の存立基盤**

人々が健康で生き活きと暮らし幸せを実感することで、地域が自立し誇りを持ちながらも、他の地域とも有機的につながることにより、**国土の隅々まで豊かさが行きわたる。**



地域循環共生圏とは・・・ローカルSDGs

各地域がその特性（課題・ニーズ）に応じ、**地域資源**を活かし、**自立・分散型の社会**を形成しつつ、近隣地域と補完し、支え合うことで創造。環境・社会・経済の統合的課題解決により**脱炭素**と**SDGs**が実現した、魅力あふれる**地域社会像**。

■ 「地域循環共生圏」創造の重要なポイント

- ✓ ①地域課題とニーズを適確に捉え、②対応する地域資源を発見・活用し、③縦割りを超えた新たなパートナーシップを形成、地域連携を深化させ、④新たな価値を創造し、地域経済循環を向上させる
- ✓ 更に、「**テクノロジー×デザイン**」で課題を克服しつつ魅力を上げ、異分野との連携により「**単一的取組から多面的取組**（統合的課題解決）」に深化させていく

地域課題
ニーズ



地域資源
固有価値



相互連携
パートナーシップ



新たな価値創造



地域経済循環
地域ビジネス促進

- 地域循環共生圏は、**ローカルビジネスの創出**や、**地域経済の活性化・経済循環拡大**にも大きく貢献
- 紹介事例は緒に付いたばかりで構想ステージのものも多い。今後、**Society5.0**も活用し更なる**異分野連携**や**統合的課題解決**を**地域ビジネスベース**で進められるよう**環境省もプレーヤー**として最大限活動。

「地域循環圏」から「地域循環共生圏」へ

◆2008年に閣議決定された循環型社会形成推進基本計画において、

地域の特性や循環資源の性質に応じて、狭い地域で循環させることが適切なものはなるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど最適な規模で循環させていくことにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていく

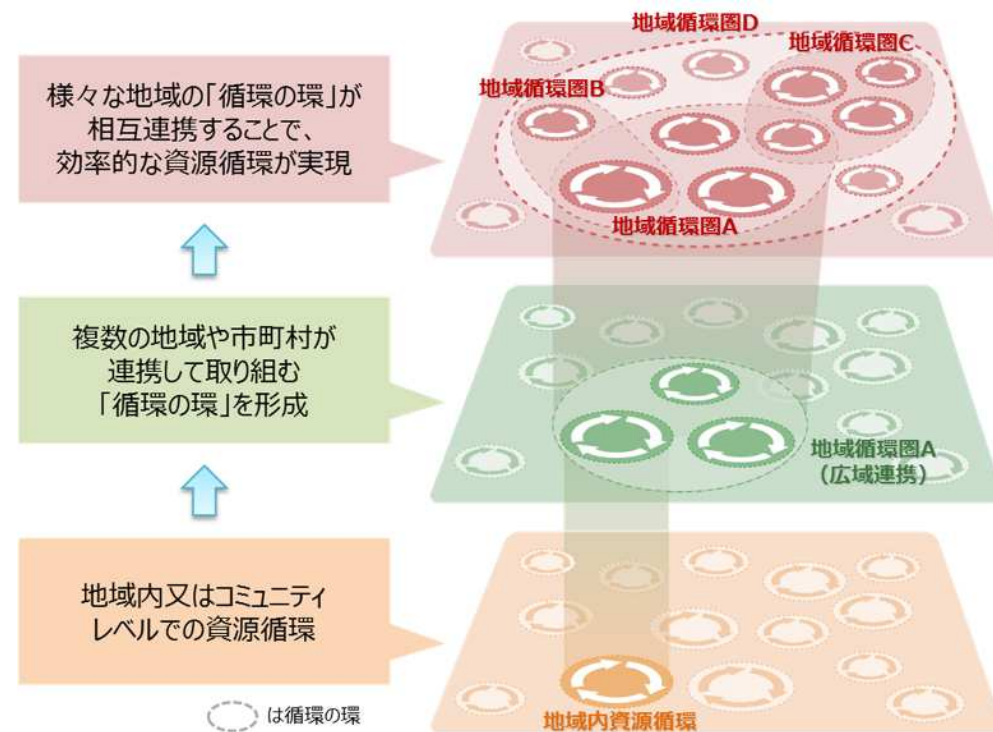
という「**地域循環圏**」の考え方を提示。

◆この考え方に基づき、これまで未活用の循環資源を最適な規模で循環させ、重層的な循環型の地域を構築することで、

- リサイクル技術などの技術革新の創出
- 循環型社会の形成を担う人々のネットワークの形成
- 地域に根ざした産業や地域社会に調和した健全な循環産業などの新規ビジネスの創出や雇用機会の増加など、**「地域再生」の原動力**とすることを推進。

◆さらに、未利用の循環資源の利用による温室効果ガスの排出抑制や資源採取に伴う生態系の損失防止など、**低炭素社会・自然共生社会の形成にもつながる。**

◆「**地域循環共生圏**」は、この「地域循環圏」の考え方と、**「自然共生圏」の考え方を包含**するもので、地域資源の活用を促進することにより、**結果として低炭素も達成**する。

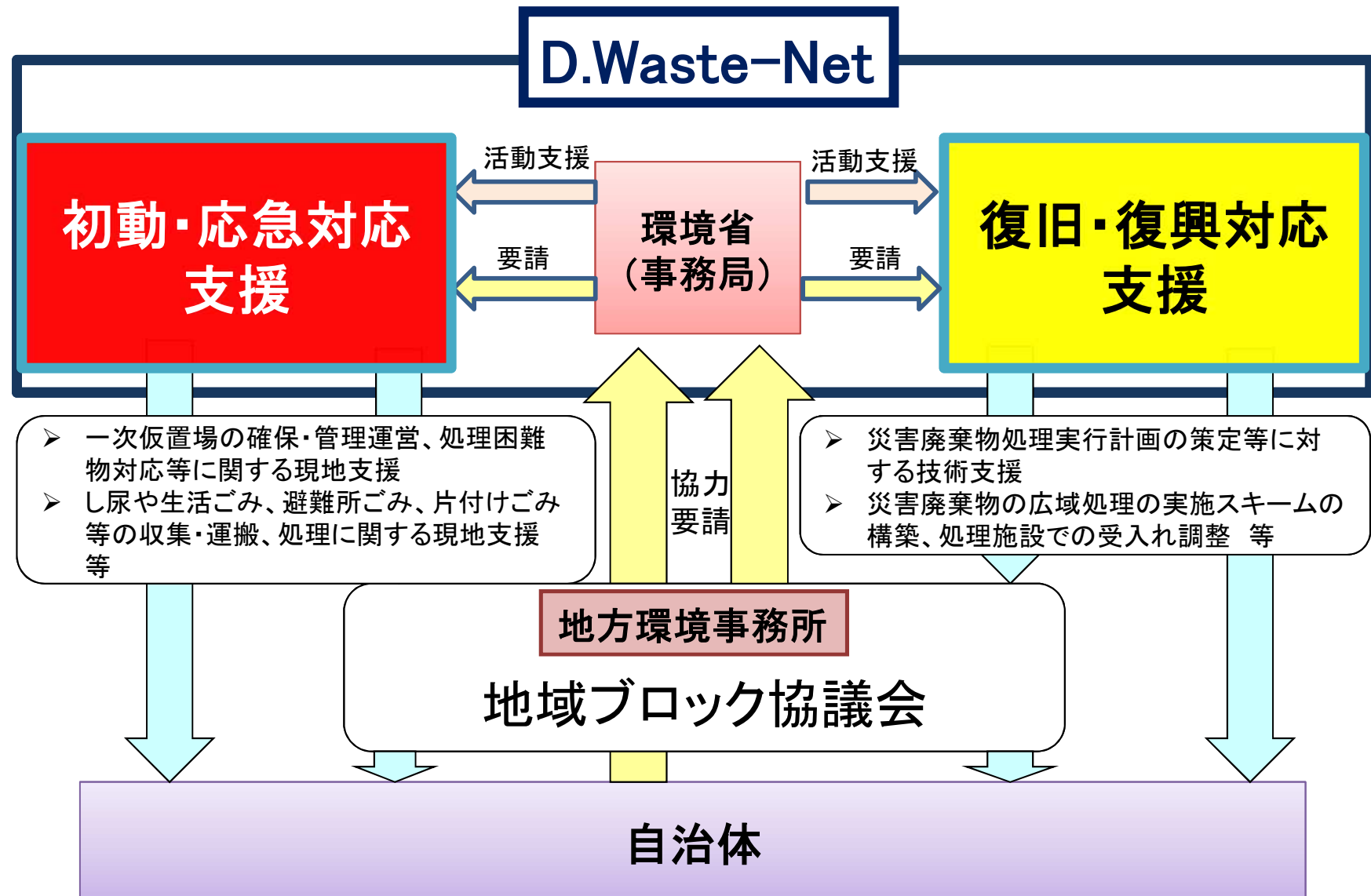


(参考) 地域循環圏の具体的なイメージ

万全な災害廃棄物処理体制の構築

全国レベルの 取組	➤ 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証 ➤ 国内の災害廃棄物取組状況の調査 ➤ 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む） ➤ 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進 ➤ 災害廃棄物処理に関する技術開発 ➤ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備など
地域ブロック レベルの取組	➤ 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化 ➤ 大規模災害に備えた行動計画の策定 ➤ 災害廃棄物処理に関するノウハウの共有 ➤ 災害廃棄物対策の取組事例の共有 ➤ セミナーや人材交流等の人材育成 ➤ 合同防災訓練の実施 など
地方公共団体 レベルの取組	➤ 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定 ➤ 災害廃棄物対策に係るモデル事業の実施（災害廃棄物処理計画の策定、処理困難物対策の検討など） ➤ 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む） ➤ 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結 ➤ 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加 など

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の災害時の支援の仕組み



今後の災害廃棄物処理計画策定率向上に向けた取組

目的・目標

- 平成30年7月豪雨をはじめとした平成30年の災害においては、被災自治体の多くが災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定しておらず、初動対応の遅れが指摘されたところ。
- 来たるべき大規模災害の発生に備え、また、第四次循環型社会形成推進基本計画に定める2025年度の目標達成に向けて、処理計画策定率の抜本的向上が必要。

課題

- 処理計画が策定されていない理由としては、自治体において、マンパワーが限られている、策定に係る知見がない、そもそも危機感がない等の理由が挙げられ、未策定の自治体には中小規模の自治体が多い状況。
- 一方で、マンパワーも限られている中小規模の自治体に対して、単独での処理計画策定を促すのみでは対応に限界があるのが実情。

今後の取組

- 中小規模の自治体における処理計画の策定促進に向けては、都道府県のリーダーシップのもと、都道府県下の処理計画未策定の中小規模自治体を対象とした、処理計画策定促進事業を進めていく。
- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の一環として、環境省がこうした取組をモデル事業として選定し、実施を支援していく。
- 具体的には、処理計画策定のための標準ワークシートを作成し、対象自治体が一同に会する研修形式で、処理計画案を作成してもらうといった手法を検討。

環境省の廃棄物分野における国際協力と循環産業の国際展開支援

- ・ 途上国の廃棄物発生量は今後とも増加。不適切な廃棄物の管理は、生命や生活に大きな影響。
- ・ 一方、我が国は、優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度を築き上げてきた。

成長戦略、骨太の方針及びインフラシステム輸出戦略において、廃棄物処理のノウハウ・技術の国際展開が位置付けられる等、政府として廃棄物処理の国際展開を推進。

- ・ **我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度をパッケージとして提供**

1 二国間協力

制度整備等の支援例

【ベトナム】廃棄物管理及び3Rに関する
合同委員会の開催

【フィリピン】廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援等

【モザンビーク】2019年2月、土地・環境・農村開発省と都市廃
棄物分野における協力覚書を締結



【主な取組状況】

ミャンマー・ヤンゴン市におけるJCM資金
支援事業による廃棄物焼却発電施設の
設計・建設

・焼却炉(60 t/日処理規模)が2017年
4月に竣工。



マレーシアにおける廃棄物発電技術ガイドラインの作成支援

インドネシアでの廃棄物発電導入支援プログラム

・廃棄物発電に係る技術ガイドライン策定、ビジネスモデル確立、
訪日研修実施及び日尼合同委員会開催等、包括的な支援
を提供。

「アフリカのきれいな街プラットフォーム」

・環境省・JICAが事務局となり、知見の共有とネット
ワーキング等を行うプラットフォーム。2017年4月27
日に設立。2019年8月に、TICAD 7に合わせ、
横浜にて第2回全体会合を開催。



2 多国間協力

アジア太平洋3R推進フォーラム

・第9回会合を2019年3月4日～6日
にバンコク(タイ)にて開催。

・アジア諸国・太平洋島嶼国等(約40か国)の大臣・副大臣
級、国際機関及び援助機関など500名程度が参加。



G20大阪サミット(2019年6月)の成果

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ G20首脳が、共通のグローバルなビジョンとして共有
- ・ 他の国際社会のメンバーにもビジョンを共有するよう求める

「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」



G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・ G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
- ・ G20首脳が承認

(1) G20各国は、以下のような自主的な取組を実施し、効果的な対策と成果を共有、更新

- ①適正な廃棄物管理
- ②海洋プラスチックごみの回収
- ③革新的な解決策（イノベーション）の展開
- ④各国の能力強化のための国際協力など

(2) G20各国は、協調して、

- ①国際協力の推進
- ②イノベーションの推進
- ③科学的知見の共有、
- ④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開

G20各国が自主的な
対策を実施

「G20海洋ごみ行動計画」
の下での取組を強化

継続的な
共有・更新

G20海洋プラスチックごみ対策フォローアップ会合の概要

開催概要

日 時：2019年10月8日（火）～11日（金）

※本会合は10日（木）で閉会。関連イベントは11日まで実施。

場 所：国連大学 主催：環境省、経産省、国連大学

参加者：G20等17か国の実務担当者、国際機関、研究機関など（約100名）



主な成果

- ・海洋プラスチックごみについて、G20日本開催で採択された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、各国から報告されたベストプラクティス（優良事例）等を基に「G20海洋プラスチックごみ対策報告書」をとりまとめ。
- ・資源効率性について、一層効果的に取組を促進するため、各国の具体的な活動内容（日本：アジア・アフリカでの国際協力、米国：食品ロス、EU：ファイナンスなど）を含めた「G20資源効率性対話ロードマップ」を策定。
- ・本会合に先立ち、日本（環境省）、米国（環境保護庁）、及びEU（環境局）による共同ワークショップを開催。発生源の特定、モニタリング、イノベーションに関する取組を、三者が引き続き牽引し、成果を共有する方向を確認。
- ・来年のG20議長国であるサウジアラビアが、来年も引き続きG20としてこの問題に取り組んで行くことを表明。各国国際機関等の実施枠組への貢献も確認。

G20資源効率性対話ロードマップの概要

- G20環境大臣の要請を受けて、2019年10月、日本で開催されたG20資源効率性対話会合において策定。
- G20資源効率性対話の活動をより効果的に推進するためのロードマップ。

1. 様々な行動と優良事例の継続的な共有

- ・G20議長国によるG20資源効率性対話の開催
- ・ロードマップの下での具体的活動の推進

2. 資源効率性政策の強化・主流化

3. 資源効率性の測定手法の改善

4. イノベーションの促進と機会の創出

5. 多様なステークホルダーの参加促進

6. 他の国際イニシアティブとの協力・連携

7. G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組との共働

- ・実施枠組のフォローアップ作業の促進

G20 メンバー	課題・活動
EU	プラスチック、繊維及び建設資材
	価値保持プロセス
	水資源
	非財務報告
	サステイナブル・ファイナンス
イタリア	グリーン公共調達（GPP）
日本	アジア太平洋及びアフリカ地域における資源効率性向上に関する国際協力
英国	持続可能な生産
米国	二次資源市場の開発・奨励
	食品ロスと食品廃棄物

プラスチック資源循環・海洋ごみ対策に関する施策

プラスチック資源循環戦略

海岸漂着物対策推進基本方針

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

現行施策一覧

リデュース 素材代替

代替素材転換

- 代替素材転換支援**：紙、セルロース、バイオプラスチック等への代替の社会実装化を支援（2019年度35億円）
- クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）立上げ
- 海洋生分解性ロードマップ策定

リデュース

- レジ袋有料化**：無料配布禁止等による「価値づけ」
- グリーン購入**：会議、食堂等でのワンウェイプラの使用取りやめ
- 産業界の取組：
 - プラ製ストロー配布中止（飲食業界等）
 - レジ袋廃止（コンビニ）、
 - 紙製・生分解性容器への代替（コンビニ）

リサイクル 資源循環

国内資源循環体制の構築

- リサイクル設備導入支援**：中国等による禁輸対応として、リサイクル設備導入を支援（2018年度補正60億円、2019年度33.3億円）。
- 産業界の取組：
 - 全清飲資源循環宣言（2030年ペットボトル100%有効利用）、
 - プラ工連資源循環戦略、
 - プラ協資源循環宣言

国際資源循環

- バーゼル条約改正**：我が国・ノルウェーの共同提案により、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみをバーゼル条約の規制対象とする附属書改正を採択（2021.1施行）

海洋プラ 対策

海ごみ国内対策

- 海岸漂着ごみ処理支援**：自治体の海岸漂着物回収・処理を財政支援。（2018年度補正31億円、2019年度4億円）
- 漁具・漂流ごみ等対策**：水産庁と連携し、漁業者による海洋ごみ等の回収・処理を支援
- マイクロプラスチック対策**：
 - スクラブ製品へのマイクロビーズ削減徹底を業界に要請
 - マイクロプラスチックの実態把握・影響に関する調査研究

国際協力

- 廃棄物管理・リサイクル分野の国際協力**：技術・制度のパッケージ支援（2019年度9億円の内数（環境省））
- ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ**：3R等による海プラ対策
- 国連環境総会（UNEA4）：行動強化のためのマルチステークホルダープラットフォームの新設等
- アジア開発銀行（ADB）：海洋プラスチックごみ対策に協調融資を含め50億ドル（5,500億円）
- 海ごみナレッジセンターをERIAに年内開設

国民運動 普及啓発

プラスチック・スマート

- プラスチック・スマート**：SNS等を活用し、多様な主体の“プラスチックとの賢い付き合い方”を国内外に発信
- プラスチック・スマート・フォーラム**：様々な団体の対話・交流を促進

海洋プラスチック官民イノベーション協力体制

- 海洋プラスチック官民イノベーション協力体制**：世界の海洋プラ問題解決貢献のため、代替素材開発等の革新的取組を行っている我が国の企業等の協力体制を構築。

海ごみゼロウィーク

- 海ごみゼロウィーク**：日本財団と連携した海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃アクション（全国1300か所、数十万人動員）
- 海ごみゼロアワード**：優れた海洋ごみ対策の取組を募集・選定し表彰、世界に発信

マイルストーンの達成（ワンウェイプラ25%排出抑制、容器包装6割リサイクル、使用済プラ100%有効利用、再生素材利用倍増、バイオプラ200万ト）

新たな汚染を生み出さない世界の実現

プラスチック資源循環戦略（概要）

背景

令和元年5月31日

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等	- ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	<リデュース> ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リサイクル	- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル - 漁具等の陸域回収徹底 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	<リユース・リサイクル> ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
再生材 バイオプラ	- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	<再生利用・バイオマスプラスチック> ⑤2030年までに再生利用を倍増 ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 - 海岸漂着物等の回収処理 - 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) - マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) - 代替イノベーションの推進	
国際展開	- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）	
基盤整備	- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） - 資源循環関連産業の振興 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） - 海外展開基盤	

- ◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

- 海洋プラスチックごみによる環境汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題。我が国は、2019年のG20議長国として、各国が連携して効果的に対策が促進されるよう取り組む。
- 同時に、**我が国は、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組む。そのための我が国としての具体的な取組を、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」として取りまとめた。** ※プラスチックごみは、世界全体で478～1275万トン/年、途上国が太宗を占め、我が国からは2～6万トン/年、海洋流出していると推計されている（2010年に関する推計値、Jambeckら：Science(2015)）
- 重要なことは、**プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか。**経済活動を制約する必要はなく、**廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、「新たな汚染を生み出さない」ことに焦点を当て、率先して取り組む。**

対策分野	課題	主な対策・取組	指標
① 廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底	✓ アジア各国の廃棄物禁輸措置に対応した国内処理体制の増強 ✓ 漁具等の適切な回収	➢ 国民の日々のごみ出し・分別回収への協力に基づく、廃棄物処理制度・リサイクル制度による回収の徹底 ➢ 最新技術を活用した国内回収処理体制の増強や発泡スチロール製魚箱等のリサイクル施設等の整備（省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業 2018補正60億円、2019予算31億円） ➢ 農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理等について関係団体と連携し推進 ➢ 漁具等の陸域における回収等を事業者団体等を通じ徹底 ➢ 港湾における船内廃棄物の円滑な受入れ	  不法投棄撲滅運動シンボルマーク 不法投棄防止の監視パトロール プラスチックごみの国内適正処理量
② ポイ捨て・不法投棄、非意図的な海洋流出の防止	✓ 容器包装等のポイ捨てや漁具等の海洋流出が発生	➢ 法律（廃棄物処理法、海洋汚染等防止法等）・条例（ポイ捨て禁止条例）違反の監視・取締りの徹底 ➢ 毎年の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(5/30～6/5)を中心とした国、自治体等による集中的な監視パトロールの実施 ➢ 清涼飲料団体による、ペットボトル100%有効利用を目指し、自販機横に専用リサイクルボックスを設置する取組を支援 ➢ 河川巡視等による不法投棄の抑制 ➢ 漁業者による漁具の適正管理について事業者団体を通じ徹底	—
③ 陸域での散乱ごみの回収	✓ 海に流出する前に、陸域において散乱ごみを回収することが必要	➢ 住民、企業等が分担して街中、河川、海浜等の清掃美化等を行う取組（アダプト・プログラム）の更なる展開（助成等を行う(公社)食品容器環境美化協会と連携。45,000団体以上、250万人以上が参加 ※2019.2月時点、同協会調べ） ➢ 道路のボランティア・サポート・プログラムの推進 ➢ 河川管理者や自治体、地域住民が連携した清掃活動やごみの回収 ➢ 新たに開始する「海ごみゼロウィーク」(5/30～6/8前後)において、青色のアイテムを身に着けた全国一斉清掃アクションを展開。2019年は2000箇所で80万人規模、2019～2021年の3年間で240万人の参加を目指す。	 散乱ごみの回収活動(全国川ごみネットワーク提供) 散乱プラスチックごみ回収量(陸域)
④ 海洋に流出したごみの回収	✓ 一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む必要	➢ 海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業（2018補正31億円、2019予算4億円）により、自治体による海岸漂着物の回収処理を推進 ➢ 漁業者による海洋ごみ等の回収・処理を、海岸漂着物等地域対策推進事業、水産多面的機能発揮対策等により支援 ➢ 海洋環境整備船による閉鎖性海域における浮遊ごみの回収、港湾管理者による港湾区域内の浮遊ごみの回収	 生分解性プラスチック製の袋 海洋プラスチックごみ回収量
⑤ 代替素材の開発・転換等のイノベーション	✓ 海洋に流出しやすい用途を中心に、海洋生分解性プラスチック等流出しても影響の少ない素材への転換が必要	➢ 「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」に基づき、官民連携により技術開発等に取り組む ➢ 代替素材への転換を支援する事業(2019予算35億円)等により、漁具等も含めた製品について、生分解性プラスチック、紙等への代替を支援 ➢ カキ養殖用パイプ等の高い耐久性・強度が必要とされない漁具について海洋生分解性プラスチック等を用いた開発を促進 ➢ プラスチック製造・利用関係企業の「クリーン・オーション・マテリアル・アライアンス(CLOMA)」を推進したイノベーション加速 ➢ 革新的ソリューションに取り組む企業・団体・研究者と「海洋プラスチック官民イノベーション協力体制」を構築し、発信	 スポーツとしてごみ拾いを競い楽しむ取組も 代替材料の生産能力/使用量
⑥ 関係者の連携協働	✓ 幅広い国民各界各層の取組への拡大	➢ 海洋ごみ発生防止に向けあらゆる主体の取組を促す「プラスチック・スマート」キャンペーンの展開（2019年5月時点で408団体が趣旨に賛同し取組中、「#プラスチックスマート」でSNSでも多数発信） ➢ 「海ごみゼロアワード」による優良取組事例の表彰、「海ごみゼロ国際シンポジウム」による情報発信 ➢ 経団連の「業種別プラスチック関連目標」、農林水産業・食品産業の「プラスチック資源循環アクション宣言」を通じた取組促進 ➢ 海岸漂着物処理推進法に基づく地域協議会を通じた連携促進、内陸を含めた複数自治体連携のモデル事業の推進	—
⑦ 途上国等における対策促進のための国際貢献	✓ 途上国における廃棄物管理等の対策促進が必要	➢ 途上国に対し、廃棄物法制、廃棄物管理に関する能力構築・制度構築、海洋ごみ国別行動計画の策定、廃棄物発電等の質の高い環境インフラ導入など、ODAを含めた様々な支援を実施 ➢ 「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づきASEAN諸国を支援 ➢ 東南アジア地域での海洋プラスチックごみモニタリング人材の育成支援	  バングラデシュ・ダッカではJICAの協力によりごみ収集率が44%から80%に改善(JICA提供) ミャンマー・ヤンゴンにおける日本の支援による廃棄物発電施設 国際協力により増加する適正処理廃棄物の量
⑧ 実態把握・科学的知見の集積	✓ 対策実施の基礎として、実態把握・科学的知見の充実が必要	➢ モニタリング手法の国際調和の推進（2019年度は東南アジア数か国と調査の実証実施、人材育成研修招聘） ➢ 国内における排出量・排出経路等の調査・推計、漂着物や浮遊プラスチック類等の調査 ➢ マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの人や生態系等への影響の調査	—

我が国のベストプラクティス（経験知見・技術）を国際的に発信・展開しつつ、「新たな汚染を生み出さない世界」を目指した実効的な海洋プラスチックごみ対策に率先して取り組む

※指標の進捗を毎年把握。科学的知見の進展等を踏まえつつ、3年後を目途として見直しを行い、取組を強化していく。

- 経済産業省及び環境省の審議会の合同会議における取りまとめを踏まえて、2019年12月27日に容器包装リサイクル法に基づいて、改正省令を公布。

「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（合同会議取りまとめ）のポイント

1. 対象となる買物袋	- あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本 - 消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を省令に基づく有料化の対象とする - 同時に、対象とならない、<u>一定の環境性能が認められる以下の買物袋については、環境価値に応じた価値付け等を進める</u> ➤ バイオマスプラスチックの配合率が一定以上の買物袋 (施行当初は配合率25%以上、徐々に高めていくことを求める) ➤ 繰り返し使用が可能な厚手の袋 (厚さ50μm以上) ➤ 海洋生分解性の買物袋 (配合率100%、今後相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る)
2. 価格・収益の使途	- 本制度の趣旨・目的を踏まえつつ各事業者が<u>自ら決定</u> - ガイドライン等で<u>先行事例での効果実績等を提示</u>
3. 対象業種	- あらゆる業種において有料化等による削減努力がなされることが必要 - 既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組も含めて同様の措置を推奨
4. 実施時期	<u>2020年7月1日から施行</u> - 前倒して準備を進められる事業者が先駆けて有料化を実施することを併せて推奨
5. フォローアップ	法に基づく<u>定期報告に加え、各事業者・業界の取組状況の自主的な情報発信を推奨</u>

⇒今後、プラスチック製買物袋の有料化をきっかけとして、消費者のライフスタイル変革を促す

廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症に対する対応

(令和2年7月末時点)

新型コロナウイルス等の感染症に係る
廃棄物の取扱いに関するチラシ

- 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された**基本的対処方針**において、**廃棄物処理は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として位置づけられ、緊急事態宣言時にも事業の継続が求められている**。※生活ごみ(年間約4千万トン)、産業廃棄物(年間約3.8億トン)を適正処理
- 環境省としても、**医療提供体制の維持や国民生活・国民経済の安定のため、廃棄物処理体制の確保、現場での感染防止対策**等に全力で取り組んでいる。

＜具体的な対応＞

○ 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理・現場の感染防止の徹底

- 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正かつ安定的な処理のため、法令に基づく基準や関係マニュアル等について、地方公共団体、業界団体及び医師会等に対して通知。さらに、医療関係機関からの感染性廃棄物だけでなく、軽症者等の宿泊療養・自宅療養における廃棄物の処理に当たっての感染防止等の注意喚起を同様に通知。
- ダイヤモンド・プリンセス号やチャーター便による帰国者の生活ごみ等の適正処理のため、所在地方公共団体や関係事業者等と調整。
- 新型コロナウイルス等の感染症に係る廃棄物の取扱いに際しての感染防止策や留意事項等について、家庭、医療関係機関、廃棄物処理を行う方などに向けたQ&Aやチラシ等を作成・周知し、適宜更新。

○ 前例のない事態の中での廃棄物処理体制の維持

- 新型コロナウイルスが感染拡大する中での安定的な廃棄物処理体制の確保のため、医療関係機関、宿泊療養施設、家庭等からの各種廃棄物の処理(逼迫)状況等を適宜把握するとともに、業務継続計画の策定、広域処理の実施、焼却炉の点検の頻度の柔軟な運用等について通知。
- 廃棄物処理業に必要な個人防護具(マスク・防護服等)について、要望を受けて、関係省庁と連携し、業界団体及び自治体に個人防護具の調達の斡旋等を実施。
- 廃棄物処理業の資金繰り支援のため、廃棄物処理業を中小企業向けセーフティネット保証5号の指定業種に追加。また、地方公共団体・業界団体を通じて、廃棄物処理業者が活用可能な政府の各種企業支援制度の内容等を随時情報提供。
- 感染拡大や災害などにより、廃棄物の緊急処理が必要にもかかわらず許可業者が確保できない場合に、市町村長、都道府県知事又は環境大臣の指定により処理を行うことができる制度を創設。また、廃棄物処理法の各種届出期限等の延長等を定める特例省令を公布。

